

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前	改正後	備考								
P. 4	第1章 総論 下段「防災」表中 市町村による避難の <u>勧告・指示</u>	第1章 総論 下段「防災」表中 市町村による避難の指示	・県による修正								
P. 8	(4)指定公共機関表中 <table><tr><td>一般信書便事業者</td><td>1 信書便の確保</td></tr><tr><td>病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	一般信書便事業者	1 信書便の確保	病院その他の医療機関	1 医療の確保	(4)指定公共機関表中 <table><tr><td>一般信書便事業者</td><td>1 信書便の確保</td></tr><tr><td><u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	一般信書便事業者	1 信書便の確保	<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保	・国による修正 指示
一般信書便事業者	1 信書便の確保										
病院その他の医療機関	1 医療の確保										
一般信書便事業者	1 信書便の確保										
<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保										
P. 9	(5)指定地方公共機関表中 <table><tr><td><u>病院その他医療機関</u> 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	<u>病院その他医療機関</u> 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保	(5)指定地方公共機関表中 <table><tr><td><u>医療関係団体</u> 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	<u>医療関係団体</u> 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保	・県による修正				
<u>病院その他医療機関</u> 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保										
<u>医療関係団体</u> 一般社団法人静岡県医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保										
P. 10	2 関係機関等の連絡先 県警機関等の連絡先については、別に定める。 ＜資料 <u>P 1</u> ：「1 関係機関連絡先」＞	2 関係機関等の連絡先 県警機関等の連絡先については、別に定める。 ＜資料「1 関係機関連絡先」＞	・県による修正								
P. 15	(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃 <u>留意点</u> （省略）消防本部、消防署、 <u>消防団</u> をいう。以下同じ。	(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃 <u>留意点</u> （省略）消防本部、消防署 <u>及び</u> 消防団をいう。以下同じ。	・県による修正								
P. 20	第2章 平素からの備えや予防 第1節 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備 4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等 （本文略） <u>（新設）</u>	第2章 平素からの備えや予防 第1節 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備 4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等 （本文略） <u>5 医療提供体制の確保</u> <u>○県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u>	・国による修正 指示								
P. 22	6 自主防災組織に対する支援 ○県は、自主防災組織の核となるリーダーに <u>対して</u> の研修等を通じて（以下省略）	6 自主防災組織に対する支援 ○県は、自主防災組織の核となるリーダーに <u>対する</u> 研修等を通じて（以下省略）	・県による修正								

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前	改正後	備考
P. 26	2 警報等の通知に必要な準備 表中＜資料P 1 :「1 関係機関連絡先」＞	2 警報等の通知に必要な準備 表中＜資料「1 関係機関連絡先」＞	・県による修正
P. 27	4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 表中＜資料P 43 :「3－1 安否情報収集様式等」＞	4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 表中＜資料「3－1 安否情報収集様式等」＞	・県による修正
P. 28	7 被災情報の収集・報告に必要な準備 表中＜資料P 48 :「3－2 被災情報報告様式」＞	7 被災情報の収集・報告に必要な準備 表中＜資料「3－2 被災情報報告様式」＞	・県による修正
P. 30	第5 研修及び訓練 2 訓練 (3)県における訓練に当たっての留意事項 ア～カ（略） <u>（新設）</u>	第5 研修及び訓練 2 訓練 (3)県における訓練に当たっての留意事項 ア～カ（略） <u>キ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼び掛け等を行うよう努める。</u>	・国による修正指示
P. 31	第2節 避難及び救援に関する平素からの備え 2 救援に関する基本的事項 (1)基礎的資料の準備 【県対策本部において集約・整理する基礎的資料】 ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト <u>・（新設）</u> ・備蓄物資、調達可能物資のリスト （略）	第2節 避難及び救援に関する平素からの備え 2 救援に関する基本的事項 (1)基礎的資料の準備 【県対策本部において集約・整理する基礎的資料】 ・収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト <u>・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト</u> ・備蓄物資、調達可能物資のリスト （略）	・国による修正指示 ・国による修正指示
P. 32	5 避難施設の指定 (1)避難施設の指定の考え方 ・知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	5 避難施設の指定 (1)避難施設の指定の考え方 ・知事は、 <u>避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</u>	・国による修正指示

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前			改正後			備考
P. 41	別紙 1 事前配備体制			別紙 1 事前配備体制			
	区分	配備基準	配備体制	区分	配備基準	配備体制	
	【緊急事態情報収集室】			【緊急事態情報収集室】			
	統括 危機政策課長	省略	省略	統括 危機政策課長	省略	省略	
P. 42	【緊急事態連絡室】 統括 危機管理監代理兼 危機管理部部長代理	1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合 3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合	(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課	【緊急事態連絡室】 統括 危機管理監代理	1 県外におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 警報の発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が本県及び隣接県以外の場合 3 近隣の国と地域において武力攻撃事態に関連する事態の発生により、本県に影響が見込まれる場合	(設置目的) 情報収集と情報共有を行い、本県への影響を最小とするための措置を実施する体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、各班における対策の検討及び知事等への報告 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部指名職員 ②広報戦略課指名職員 ③該当する各地域局指名職員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員(下記ア～オのとおり) ア【生物化学班】(班長 薬事課長) 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、医療人材課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】(班長 地域交通課長) 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】(班長 消防保安課長) 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課、港湾企画課 エ【原子力班】(班長 原子力安全対策課長) 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医務課、地域医療課、医療人材課 オ【海外居留・渡航者班】(班長 地域外交課長) 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課	・県による修正
	【緊急事態対策室】	1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 本県の緊急通報の発令の	(設置目的) 国からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 1 警戒体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部職員全員 ②広聴広報課指名職員 ③該当する	【緊急事態対策室】 統括 危機管理監	1 県内におけるテロ等による人を殺傷する行為等の事案の発生の場合 2 本県の緊急通報の発令の場合	(設置目的) 国からの本部設置の指定の通知を受けたときには、直ちに本部を設置できる体制の確保 (想定業務) 国、市町、県警察、消防等からの情報収集、関係各班における情報共有、緊急通報の発令や退避の指示などの国民保護措置の検討及び実施 (要員配備の規模) 事態の状況に応じて、その都度責任者が決定する。 1 警戒体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】(グループ長 危機政策課長) ①危機管理部職員全員 ②広報戦略課指名職員 ③該当する	
							・県による修正

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前			改正後			備考
P. 42		場合	各地域局職員全員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員（下記ア～オのとおり）⑤必要な出先機関職員（本庁の指示により対応） ア【生物化学班】（班長 薬事課長） 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】（班長 地域交通課長） 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】（班長 消防保安課長） 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長） 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課 2 緊急事態対策本部設置準備体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】（グループ長 危機政策課長）、【総務班】（班長 危機管理部総務課長）、【対策グループ（必要に応じて対策グループに設置する班を除く）】（グループ長 危機対策課長）、 【情報グループ】（グループ長 危機情報課長）、【広報班】（班長 <u>広報広聴課長</u> ）、【通信班】（班長 危機対策課長）、各部各班 ①本部員(全員) ②指令部各班員（上記各班全員） ③各部各班員（所掌事務に応じた必要人員） 「必要に応じて対策グループに設置する班及び要員」 ④指令部各班員（下記ア～オのとおり） ア【生物化学班】（班長 薬事課長） 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】（班長 地域交通課長） 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】（班長 消防保安課長） 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、港湾企画課 エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長） 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課 オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課		3 警報発令において、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域が隣接県の場合	各地域局職員全員 「必要に応じて設置する班及び要員」 ④他部局指名職員（下記ア～オのとおり）⑤必要な出先機関職員（本庁の指示により対応） ア【生物化学班】（班長 薬事課長） 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】（班長 地域交通課長） 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】（班長 消防保安課長） 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、港湾企画課 エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長） 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課 2 緊急事態対策本部設置準備体制 「必ず設置する班及び要員」 【総括グループ】（グループ長 危機政策課長）、【総務班】（班長 危機管理部総務課長）、【対策グループ（必要に応じて対策グループに設置する班を除く）】（グループ長 危機対策課長）、 【情報グループ】（グループ長 危機情報課長）、【広報班】（班長 <u>広報戦略課長</u> ）、【通信班】（班長 危機対策課長）、各部各班 ①本部員(全員) ②指令部各班員（上記各班全員） ③各部各班員（所掌事務に応じた必要人員） 「必要に応じて対策グループに設置する班及び要員」 ④指令部各班員（下記ア～オのとおり） ア【生物化学班】（班長 薬事課長） 配備課 薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課 イ【交通機関班】（班長 地域交通課長） 配備課 地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、漁港整備課、港湾整備課 ウ【消防班】（班長 消防保安課長） 配備課 消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、港湾企画課 エ【原子力班】（班長 原子力安全対策課長） 配備課 原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> オ【海外居留・渡航者班】（班長 地域外交課長） 配備課 地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課	・県による修正
P. 43							・県による修正

静岡県国民保護計画新旧対照表

	頁	改正前			改正後			備考
P. 43				「必要に応じて設置する方面本部の班及び要員」該当する一方面本部) 方面本部指令班、方面本部各班 ⑤方面本部員(全員)、⑥方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑦方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)			「必要に応じて設置する方面本部の班及び要員」(該当する一方面本部) 方面本部指令班、方面本部各班 ⑤方面本部員(全員)、⑥方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑦方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)	・県による修正
P. 49	別紙２「参集体制」				別紙２「参集体制」			
		配備基準	配備態勢		配備基準	配備体制		・県による修正
	武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一市町の場合		【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等（全員） (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班（薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医療政策課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課） イ 交通機関班（地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課） ウ 消防班（消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課、港湾企画課） エ 原子力班（原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、医療政策課、地域医療課） オ 海外居留・渡航者班（地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課） ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)			【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等（全員） (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班（薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、医務課、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課） イ 交通機関班（地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、漁港整備課、港湾整備課） ウ 消防班（消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、港湾企画課） エ 原子力班（原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> ） オ 海外居留・渡航者班（地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課） ⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)		・県による修正
	武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が一方面本部管内の複数市町の場合		【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等（全員） (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班（薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、 <u>医療政策</u> 課、地域医療課、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課） イ 交通機関班（地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、漁港整備課、港湾整備課） ウ 消防班（消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課、港湾企画課） エ 原子力班（原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医療政策課</u> 、地域医療課） オ 海外居留・渡航者班（地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課）			【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等（全員） (必ず設置する班員等全員(※)) ※総括グループ、総務班、対策グループ、情報グループ、広報班、通信班 (必要に応じて対策グループに設置した班員全員(ア～オ)) ア 生物化学班（薬事課、健康福祉部企画政策課、健康福祉部総務課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、疾病対策課、衛生課、法務文書課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、環境ふれあい課、水資源課、水道企画課） イ 交通機関班（地域交通課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、漁港整備課、港湾整備課） ウ 消防班（消防保安課、危機政策課、危機対策課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> 、港湾企画課） エ 原子力班（原子力安全対策課、危機政策課、危機対策課、消防保安課、危機情報課、健康福祉部企画政策課、 <u>医務課</u> 、地域医療課、 <u>医療人材課</u> ） オ 海外居留・渡航者班（地域外交課、企業立地推進課、人事課、危機政策課、危機対策課、健康体育課）		・県による修正

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前		改正後		備考
P. 49		⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 【方面本部】(該当する一方面本部) ⑥方面本部長、⑦副方面本部長、⑧方面本部員(全員)、⑨方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑩方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)		⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員) 【方面本部】(該当する一方面本部) ⑥方面本部長、⑦副方面本部長、⑧方面本部員(全員)、⑨方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑩方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)	
P. 50	武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が二方面本部管内の複数市町の場合以上	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員)⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑥業務調整要員(危機管理監が必要とする人員) 【方面本部】(全方面本部) ⑦方面本部長、⑧副方面本部長、⑨方面本部員(全員)、⑩方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑫業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)	武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報の発令において、攻撃が迫り、又は現に攻撃が発生したと認められる地域が二方面本部管内の複数市町の場合以上	【県本部】 ①本部長、②副本部長(全員)、③本部員(全員)、④指令部各班員等(全員)⑤各部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑥業務調整要員(危機管理監が必要とする人員) 【方面本部】(全方面本部) ⑦方面本部長、⑧副方面本部長、⑨方面本部員(全員)、⑩方面本部指令班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑪方面本部各班員(所掌事務に応じた必要人員)、⑫業務調整要員(方面本部長が必要とする人員)	
※生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班及び海外居留・渡航者班の班員は、当該班の設置の有無によりそれぞれ指定されている業務に就く。 ※各部各班員における勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。 ※方面本部を設置しない地域局等及び出先機関についても、速やかに本部業務に従事できる態勢をとる。 ※方面本部の各班員の勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。 ※勤務中又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先を含む。）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。 ※出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。 ※業務調整要員は、勤務中は勤務所で待機し、勤務外は居住地周辺の総合庁舎に設置される方面本部指令班駐在（静岡市在住の県庁勤務職員は県庁各所属）に参集し待機することとする。 ※上記の「勤務中」「勤務外」は、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた時点を示し、「勤務所」は平常時における所属を示すこととする（勤務とは、勤務時間の内外を問わず、勤務所で業務に従事している状況を示す）。					
※生物化学班、交通機関班、消防班、原子力班及び海外居留・渡航者班の班員は、当該班の設置の有無によりそれぞれ指定されている業務に就く。 ※各部各班員における勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。 ※方面本部を設置しない地域局及び出先機関についても、速やかに本部業務に従事できる体制をとる。 ※方面本部の各班員の勤務所近接居住者以外は、勤務外は居住地周辺の同一部局内の指定された所属の業務に就くものとする。 ※勤務中又は勤務外において、それぞれ異なる業務（業務先を含む。）が指定されている職員は、その指定された業務に就く。 ※出張や帰省などにより指定された場所に参集できない場合は、あらかじめ調整した場合を除き、最寄りの総合庁舎に参集し、業務調整要員としての業務に就くものとする。 ※業務調整要員は、勤務中は勤務所で待機し、勤務外は居住地周辺の総合庁舎に設置される方面本部指令班駐在（静岡市在住の県庁勤務職員は県庁各所属）に参集し待機することとする。 ※上記の「勤務中」「勤務外」は、国から県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた時点を示し、「勤務所」は平常時における所属を示すこととする（勤務とは、勤務時間の内外を問わず、勤務所で業務に従事している状況を示す）。					
・ 県による修正					

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前	改正後	備考
P. 51	別図 1 県対策本部の組織図 表中「各部」 (略) 【監査委員会部】 (略)	別図 1 県対策本部の組織図 表中「各部」 (略) 【監査委員部】 (略)	・県による修正
P. 52	別図 2 対策会議の組織 (略) くらし・環境部 <u>政策管理局长</u> (略) 教育委員会理事 <u>(総括・新図書館担当)</u>	別図 2 対策会議の組織 (略) くらし・環境部 <u>参事</u> (略) 教育委員会理事	・県による修正 ・県による修正
P. 58	1 警報の通知等 (2) 警報の伝達等 ア (略) イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (http : //www.pref.shizuoka.jp/) に警報の内容を掲載する。	1 警報の通知等 (2) 警報の伝達等 ア (略) イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (https : //www.pref.shizuoka.jp/) に警報の内容を掲載する。	・県による修正
P. 63	第 2 避難の指示等 2 避難の指示 (1) 住民に対する避難の指示 (略) イ (略) (キ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・県対策本部に派遣された自衛隊の連絡員等を通じた調整 ・国の対策本部長による「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」 における港湾施設等の利用指針 (以下「利用指針」という。) <u>を踏まえた対応</u> (略) エ	第 2 避難の指示等 2 避難の指示 (1) 住民に対する避難の指示 (略) イ (略) (キ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・県対策本部に派遣された自衛隊の連絡員等を通じた調整 ・国の対策本部長による「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」 における港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針 <u>を踏まえた対応</u> (略) エ	・国による修正指示
P. 64	(ア) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ・知事は、避難措置の指示に基づき住民を屋内に避難させる。 その場合、できるだけ、 <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、 準地下施設に避難させる。</u>	(ア) 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ・知事は、避難措置の指示に基づき住民を屋内に避難させる。 その場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、 準地下施設に避難させる。	・県による修正
P. 69	4 避難実施要領 (3) 避難実施要領の例は、別に定める。	4 避難実施要領 (3) 避難実施要領の例は、別に定める。	

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前	改正後	備考
P. 69	＜資料 P 49 : 「 4 避難実施要領の例」＞	＜資料「 4 避難実施要領の例」＞	・ 県による修正
P. 70	第 5 節 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 (略) ・ また、指定都市が県と同様な立場で救援を行うことにかんがみ、指定都市の区域において救援が必要な場合は、知事は直ちに、当該指示について、指定都市の長に通知する。 ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療の提供及び助産 ⑤ 被災者の捜索及び救出 ⑥ 埋葬及び火葬 ⑦ 電話その他の通信設備の提供 <u>(新設)</u> ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 死体の捜索及び処理 ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	第 5 節 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 (略) ・ また、指定都市が県と同様な立場で救援を行うことにかんがみ、指定都市の区域において救援が必要な場合は、知事は直ちに、当該指示について、指定都市の長に通知する。 ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療の提供及び助産 ⑤ 被災者の捜索及び救出 ⑥ 埋葬及び火葬 ⑦ 電話その他の通信設備の提供 ⑧ <u>福祉サービスの提供</u> ⑨ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑩ 学用品の給与 ⑪ 死体の捜索及び処理 ⑫ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・ 国による修正指示
P. 71	2 関係機関との連携 (1) 国への要請（本文略） (2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（本文略） (3) 市町との連携（本文略） <u>(新設)</u> ④ 日本赤十字社との連携（本文略） ⑤ 緊急物資の運送の求め等（本文略）	2 関係機関との連携 (1) 国への要請（本文略） (2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（本文略） (3) 市町との連携（本文略） ④ <u>事業者との連携</u> ・ 県は、救援を実施する際、災害時応急対策協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 ⑤ 日本赤十字社との連携 ⑥ 緊急物資の運送の求め等	・ 国による修正指示
P. 72	3 救援の内容 (3) 救援に当たっての留意事項 知事及び市町長は、救援の実施に際しては、おおむね以下の点に留意して行うものとする。 ア 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。） ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握</u>） ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理	3 救援の内容 (3) 救援に当たっての留意事項 知事及び市町長は、救援の実施に際しては、おおむね以下の点に留意して行うものとする。 ア 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む。） ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握</u>） ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理	・ 国による修正指示

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前	改正後	備考
P. 72	・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 <u>・高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に配慮した避難所の供与</u> ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、<u>宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握</u>） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ・提供対象人数及び世帯数の把握 イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与（略） ウ 医療の提供及び助産（略） エ 被災者の捜索及び救出（略） オ 埋葬及び火葬（略） カ 電話その他の通信設備の提供 ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・高齢者、障害のある人等への対応 <u>・（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u> ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・応急修理の施工者の把握、修理のための資機材等の供給体制の確保 ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・応急修理の相談窓口の設置 <u>・（新設）</u> <u>ク 学用品の給与</u> ・児童生徒の被災状況の収集 ・不足する学用品の把握	・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 <u>・（削除）</u> ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（<u>宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握</u>） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 <u>（調達が困難な場合の、国等への支援要請）</u> ・提供対象人数及び世帯数の把握 イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与（略） ウ 医療の提供及び助産（略） エ 被災者の捜索及び救出（略） オ 埋葬及び火葬（略） カ 電話その他の通信設備の提供 ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・高齢者、障害のある人等への対応 <u>・通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請</u> <u>キ 福祉サービスの提供</u> <u>・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</u> <u>・これらの者からの相談対応</u> <u>・これらの者に対する避難生活上の支援</u> <u>・福祉避難所の設置</u> <u>・福祉サービスの提供に係る国等への支援要請</u> <u>ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u> ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・応急修理の施工者の把握、修理のための資機材等の供給体制の確保 ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・応急修理の相談窓口の設置 <u>・住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請</u> <u>ケ 学用品の給与</u> ・児童生徒の被災状況の収集 ・不足する学用品の把握	・国による修正指示 ・国による修正指示 ・国による修正指示 ・国による修正指示 ・国による修正指示 ・国による修正指示

静岡県国民保護計画新旧対照表

頁	改正前	改正後	備考
P. 73 P. 74	・学用品の給与体制の確保 ・<u>(新設)</u> - ㄥ 死体の搜索及び処理 (略) - ㄱ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (略)	・学用品の給与体制の確保 ・<u>教科書等の給与に係る国等への支援要請</u> - ㄱ 死体の搜索及び処理 (略) - ㄷ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (略)	・国による修正指示
P. 77	第6節 安否情報の収集・提供 2 総務大臣に対する報告 (略) ＜資料 <u>P43</u> : 「3－1 安否情報収集様式等」＞	第6節 安否情報の収集・提供 2 総務大臣に対する報告 (略) ＜資料「3－1 安否情報収集様式等」＞	・県による修正
P. 78	3 安否情報の照会に対する回答 (1)安否情報の照会の受付 ア～ウ (略) ＜資料 <u>P43</u> : 「3－1 安否情報収集様式等」＞ (2)安否情報の回答 ア～ウ (略) ＜資料 <u>P43</u> : 「3－1 安否情報収集様式等」＞	3 安否情報の照会に対する回答 (1)安否情報の照会の受付 ア～ウ (略) ＜資料「3－1 安否情報収集様式等」＞ (2)安否情報の回答 ア～ウ (略) ＜資料「3－1 安否情報収集様式等」＞	・県による修正 ・県による修正
P. 82	4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1)危険物質等に関する措置命令 (略) ＜資料 <u>P52</u> : 「5 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧」＞	4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1)危険物質等に関する措置命令 (略) ＜資料「5 危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧」＞	・県による修正
P. 90	第8節 被災情報の収集及び報告 (1)被災情報の収集及び報告 イ (本文略) ＜資料 <u>P48</u> : 「3－2 被災情報報告様式」＞	第8節 被災情報の収集及び報告 (1)被災情報の収集及び報告 イ (本文略) ＜資料「3－2 被災情報報告様式」＞	・県による修正
P. 92	第9節 保健衛生の確保その他の措置 3 文化財の保護 (1)重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 ア <u>県教育委員会</u> は、重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。以下同じ。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続に従って、速やかに所有者等	第9節 保健衛生の確保その他の措置 3 文化財の保護 (1)重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 ア 県は、重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。以下同じ。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該	・県による修正

静岡県国民保護計画新旧対照表			
頁	改正前	改正後	備考
P. 92	に対し当該命令又は勧告を告知する。 イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>県教育委員会</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあったときには、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。 (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行 ア <u>県教育委員会</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。なお、所有者等が移転を拒否する場合には、所有者等の正当な意見を十分に尊重しなければならない。 イ この場合において、<u>県教育委員会</u>は、<u>当該教育委員会</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示す。	命令又は勧告を告知する。 イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあったときには、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。 (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行 ア 県は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。なお、所有者等が移転を拒否する場合には、所有者等の正当な意見を十分に尊重しなければならない。 イ この場合において、県は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示す。	・県による修正 ・県による修正 ・県による修正
P. 102	第 5 章 1 緊急対処事態 ○県国民保護計画が対象とする緊急対処事態は、第 1 編第 5 章 2 に掲げるとおりである。	第 5 章 1 緊急対処事態 ○県国民保護計画が対象とする緊急対処事態は、第 1 章第 5 節 2 に掲げるとおりである。	・県による修正